北名古屋市監査公表第２１号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第７項の規定による財政援助団体監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第１２項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和元年１０月２３日

北名古屋市監査委員　大　野　眞　一

北名古屋市監査委員　大　野　　厚

３１北社第１４９５号
令和元年１０月４日

北名古屋市監査委員　大　野　眞　一　様
北名古屋市監査委員　大　野　　厚　様

北名古屋市長　長　瀬　　保
（公　印　省　略）

財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和元年９月９日付け３１北監第５９号で財政援助団体等監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第１９９条第１２項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

１【指摘事項】

＜西春福祉会＞

非常勤職員の雇入通知書について、通知日に誤りがあった。

＜所管課：社会福祉課＞

⑴　補助金の助成申請において、重度障害者加算の積算誤りにより補助金４８，０００円を過大に交付していた。

⑵　「社会福祉法人の助成に関する条例施行規則」に規定している事業報告書の提出期限は、事業年度終了から２箇月以内であるが、その期限内に提出を受けていなかった。昨年の監査でも、期限内に決算見込書を提出させる旨の報告を受けているため、確実に実施すること。

２【措置状況】

＜西春福祉会＞

指摘事項については、是正し再通知しました。

＜所管課：社会福祉課＞

⑴　指摘事項については、重度障害者加算の積算根拠を是正した変更申請があり、令和元年７月３日に４８，０００円の返還を受けました。

⑵　指摘事項については、５月末までに事業実績報告書（案）等を提出し、６月末までに事業実績報告書等を提出するよう、対象法人に通知しました。